

漁船海難ゼロへ！

漁船海難月報 平成28年2月号
第七管区海上保安本部交通部安全課発行

平成28年1月七管内漁船海難 計10隻

(衝突3隻 乗揚3隻 運航阻害2隻 火災2隻)

☆1月の主な海難

【衝突海難の概要】

●漁船A丸は、見張りを怠り漫然と航行した結果、航行中のタンカーと衝突したもの。

【火災海難の概要】

●漁船B丸は係留中に火災が発生したもの。
(原因不詳)

【乗揚海難の概要】

●漁船C丸は、航行する海域の事前調査を怠った結果、浅瀬に乗揚げたもの。



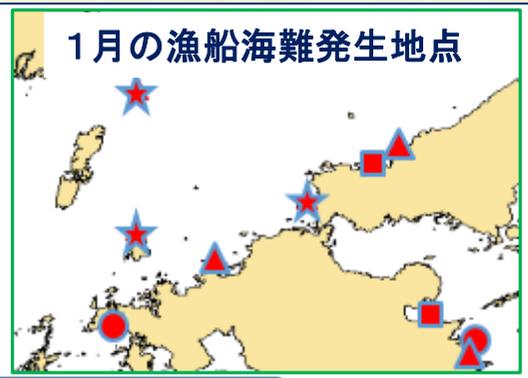
漁船A丸の損傷状況



漁船B丸の焼損状況

漁船海難隻数 (速報値)		
衝突	★	3
乗揚	▲	3
運航阻害	■	2
火災	●	2
合計10隻		

	県別内訳	
	1月	H28累計
山口県	3	3
福岡県	1	1
佐賀県	0	0
長崎県	3	3
大分県	3	3



「行政処分」についてご存知ですか？

小型船(20t未満の船舶)の船長は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」という法律で、守るべき事項すなわち遵守事項が定められています。この遵守事項に違反すると、それぞれの違反内容に応じた点数が加算され、6月以内の業務停止命令といった「行政処分」を科される場合があります。
※業務停止命令の一例: 免許の停止など。再教育講習の受講により行政処分の免除、軽減を受けられる場合もあります。

<遵守事項>

酒酔い操縦、小型船免状取得者による操縦

救命胴衣等の着用

<違反点数>

3点(死亡事故の場合:6点)

5点(死亡事故の場合:5点)

<行政処分の基準>

過去3年以内の行政処分	違反+過去1年間の累計点数
あり	3点
なし	5点

累計点数に達すると業務停止命令などの行政処分を受けることとなります!!



注目 遵守事項を定めている上記法律について、現在改正の動きがあり、新たに「発航前の検査実施の義務」及び「適切な見張りの実施義務」の追加について、インターネットで意見募集を行っております。